

# 保証制度の変更について

新宿区議会の平成30年第1回定例会において、新宿区立住宅管理条例が改正され、区立住宅における保証制度について変更となりました。

区立住宅の入居の際、これまでは「①連帯保証人の選任」「②敷金の納付」の2つが要件になっていましたが、平成30年4月からは、次のいずれか1つを選べるようになります。

- ① 連帯保証人の選任
- ② 保証会社の利用
- ③ 敷金の納付（使用料3か月分）

詳細については、住宅課区立住宅管理係までお問合せください。

○お問合せ○  
新宿区住宅課区立住宅管理係  
☎03-5273-3787